

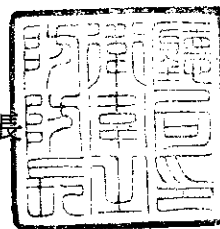


防調第1005号

17.2.16

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

防 衛 局 長



飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定の締結について（通知）

標記について、別添のとおり締結したので通知する。

添付書類：飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定

飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定

防衛庁と気象庁は、飛行場における航空気象業務の相互協力に関し、次のとおり協定する。

1 協定の適用範囲

この協定は、別表に掲げる飛行場に適用する。

2 航空気象観測業務

- (1) 航空気象観測業務は、原則として国土交通大臣又は地方公共団体が管理する飛行場にあつては気象庁が、防衛庁が管理する飛行場にあつては防衛庁がそれぞれ行うものとする。
- (2) 防衛庁が行う航空気象観測は、気象庁の観測方法に準じて行うものとする。
- (3) 航空気象観測の特別観測実施基準は、必要に応じ、気象庁及び防衛庁の現地機関（「現地機関」という。以下に同じ。）の長が相互に協議して設定するものとする。

3 航空気象予報業務

- (1) 別表に掲げる飛行場に関する気象等の予報事項及び警報事項の発表は原則として気象庁が行う。ただし、防衛庁は、部内の利用に供するため当該業務を独自に行うものとする。
- (2) 航空気象観測の成果、予報事項及び警報事項等の航空気象情報は、必要に応じ相互に交換するものとする。
- (3) 気象庁が自衛隊航空機に対し、又は防衛庁が民間航空機に対し、それぞれ航空気象情報を提供する必要がある場合には、現地機関の長が相互に協議して行うものとする。

4 航空気象業務及び気象施設の変更

航空気象業務及び気象施設を変更しようとする場合は、相互に通報するものとする。

5 協定の改定

この協定を改正する場合は、相互に協議して行うものとする。

6 その他

この協定の実施に関する細目的事項は、現地機関の長が相互に協議して取り決めるものとする。

附則

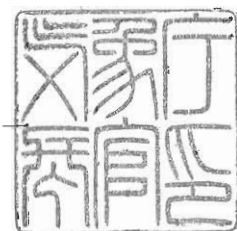
- (1) この協定は、平成17年2月17日から発効する。
- (2) この協定の発効に伴い、「共用飛行場における航空気象業務の相互協力に関する協定」（昭和52年4月1日）は廃止する。

平成17年2月16日

防衛事務次官 守屋 武



気象庁長官 長坂 昂



別 表

千歳飛行場、札幌飛行場、小松飛行場、徳島飛行場、美保飛行場、三沢飛行場、
山形空港、秋田空港、新潟空港、八尾空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、
那覇空港

飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定の一部を改正する協定

飛行場における防衛庁と気象庁との航空気象業務の相互協力に関する協定（平成17年2月17日）の一部を次のように改正する。

題名中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

本則中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第2項第3号中「必要に応じ、」の次に「当該飛行場を担当する」を、「気象庁」の次に「の気象官署」を加え、「（「現地機関」という。以下に同じ。）」を削る。

第3項第3号中「場合には、」の次に「当該飛行場を担当する気象庁の気象官署及び防衛省の」を加える。

第6項中「細目的事項は、」の次に「当該飛行場を担当する気象庁の気象官署及び防衛省の」を加える。

別表を次のように改める。

別表

札幌飛行場、千歳飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、徳島飛行場、秋田空港、山形空港、新潟空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、那覇空港、八尾空港

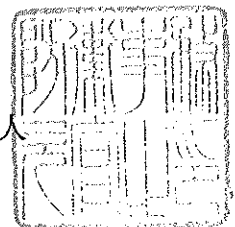
附則

この協定は、平成22年3月11日から発効する。

平成22年3月4日

防衛事務次官

中江公人



気象庁長官

櫻井邦雄

